

第 3 1 号議案

八王子市消費生活条例の一部を改正する条例設定について

八王子市消費生活条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市消費生活条例の一部を改正する条例

八王子市消費生活条例（平成 2 2 年八王子市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（基本理念） 第 2 条 市が実施する市民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に<u>鑑み、消費者自らの消費生活に関する行動が現在及び将来にわたって社会に影響を及ぼし得るものであることに配慮し、社会の一員としての役割を果たすことができる自立した消費者を育むこと並びに</u>次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。 (1)～(7) （略） 2・3 （略） 4 消費者施策の推進は、<u>現在及び将来にわたっての社会経済情勢や環境に与える影響</u>に配慮して行わなければならない。 （消費者の役割） 第 6 条 （略） 2 消費者は、<u>自らの消費生活に関する行動</u>	（基本理念） 第 2 条 市が実施する市民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に<u>かんがみ、</u>次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。 (1)～(7) （略） 2・3 （略） 4 消費者施策の推進は、<u>環境の保全</u>に配慮して行わなければならない。 （消費者の役割） 第 6 条 （略） 2 消費者は、<u>消費生活に係る環境の保全及</u>

<u>が現在及び将来にわたって社会経済情勢や環境に影響を及ぼし得るものであることに配慮し、自主的かつ合理的に行動することにより、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画</u>するよう努めなければならない。 (消費者教育等の充実) 第9条 市長は、市民が消費生活において、<u>公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画をするため、並びに自らの利益の擁護及び増進をするため、</u>自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者教育、消費者啓発その他の必要な施策の充実に努めるものとする。 <u>2 前項に規定する消費者教育等の充実に関する基本的事項は、次のとおりとする。</u> (1) <u>幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて体系的に行うとともに、年齢、障害の有無その他の特性に配慮し実施すること。</u> (2) <u>学校、地域、家庭、職域その他の消費者教育等が行われる場の特性に応じて実施すること。</u>	<u>知的財産権等の適正な保護に配慮</u>するよう努めなければならない。 (消費者教育等の充実) 第9条 市長は、市民が消費生活において、自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者教育、消費者啓発その他の必要な施策の充実に努めるものとする。
---	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。